

<p>第591号 2017年6月16日</p> <p>共同実施を断念させよう</p>	<h1>東学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学Web http://tougaku.net/</p>
--	-------------	--

義務制事務職員への差別的取扱いは是正すべきだ

○都庁入庁では「部外者」扱い＝受付票記入

○内示情報は全庁解禁後も小中学校のみ入手不能

東学は5月18日、都教委に対し「義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書」を提出した。

都・都教委は長年にわたり、県費負担教職員であり身分的には区市町村職員である義務制学校事務職員に対しても「任用一本化」政策を採り、昇任制度や異動等について行政系都職員(警察・消防を除く)と同一基準で行うことを建前としてきた。その政策が適切なものであるかどうかの議論はさておくとしても、そうである以上、義務制学校事務職員に対しては他局・都立学校職員と基本的に同一の取扱いを行ってしかるべきだ。にもかかわらず、往々にして義務制学校事務職員に対するご都合主義的な差別的取扱いが行われている。

都は2015年10月5日以来、「テロ対策」の名目で都庁舎エレベーター前等に警備員を配置し、来庁者へのセキュリティチェックを行っている。それ以来、他局・都立学校職員は入庁に際し職員証の提示を、また一般来庁者は受付票に名前等を記入し一時通行証を受け取って入庁するという手続きを求められることになった。

「テロ対策」のために、費用と職員・来庁者への不便をかけてまでこれだけのチェックがはたして必要なのかという議論も生じるが、少なくとも明確に問題なのは義務制事務職員に対する扱いだ。

県費負担教職員は他局・都立学校職員と違って職員証を交付されていない。そのことを理由に一般来庁者と同じ扱いをされ、都庁に来るたびに受付票記入の手間をかけさせられている。少なくとも事務職員に関しては「任用一本化」政策を採っている以上、入庁に際しての「部外者」扱いは納得できない。職員証を持っていないというのなら共済組合員証の提示でもいいはずだ。

また異動内示情報についても、義務制学校事務職員に対してのみ差別的取扱いが行われている。例年、異動の内示情報は3月中に全庁一斉解禁となり、他局・都立学校職員はTAIMSによって閲覧することができるようになる。ところが義務制学校ではTAIMSの閲覧環境がなく、地教委までは情報が流れているものの、学校に対しては一部の地区を除き配信されていない。

東学はこのことに対し従前より都教委に是正を求めてきた。にもかかわらず、今回も、3月24日16時の全庁一斉解禁後も、小中学校においてのみほとんどの地区で学校への配信が行われていない。

義務制学校事務職員に対する差別的取扱いの是正を求める要求書

貴職の日頃の教育行政及び学校に働く労働者の生活・賃金・労働条件の維持・向上へのご尽力に対し敬意を表します。

ところで義務制学校事務職員に対し、一部の事項について、他局・都立学校の行政系都職員に比して差別的と思われる取扱いの違いが生じております。

しかも都は長年に渡り、県費負担教職員である義務制学校事務職員の任用等について行政系都職員(警察・消防を除く)と同一基準で行ういわゆる「任用一本化」政策を採ってきたところです。この政策のもとでは、法令で別段の取扱いが定められているものを除き、職員に対し基本的に同一の取扱いを行ってしか

るべきものと考えます。

特に下記事項について早急に差別的取扱いを是正するよう強く要求いたします。

記

1. 都庁本庁舎入退場時、義務制学校事務職員を含む県費負担教職員に対しては一般部外者と同様の手続きを課している。

このような差別的取扱いを直ちに是正すること。

2. 他局・都立学校職場においてはTAIMSにより人事異動の内示情報が閲覧可能であるにもかかわらず、義務制学校事務職員はほとんど情報の入手ができないという差別的状況が存在している。

地教委に対し各校への速やかな内示情報送信を要請するなど、義務制学校事務職員が少なくとも学校関係の異動情報について他局・都立学校より遅れることなくアクセス可能となる手段を講じること。

◆春闘期の要請 都立職場の新たなサービス残業押し付けに「怒！」◆

東学は5月26日、4者協(東学・アィム'89・都障労組・東学臨労)として都教委に要請を行った。

冒頭、「4者協・春闘期の要求書」は3月17日に都教委に提出している。要請の場はもっと早く設けるように」と申し入れた。

小池都知事は都政改革本部を立ち上げ、情報公開や築地市場の豊洲移転延期、オリ・パラ経費の削減、「ライフ・ワーク・バランス」(都庁で20時以降の残業を原則禁止)などの「改革」を行っている。しかし「都民ファースト」を標榜し都民受けを重視する小池都政は、職員の給与の抑制・削減や定数削減、事業の民間委託にもつながりかねず、警戒が必要だ。

学校事務の職場においては、業務の拡大・複雑化、定数削減(小中学校における標準定数法を無視した補正定数廃止、都立での非常勤への置き換えなど)で長時間労働やサービス残業が深刻化している。とりわけ新規採用者や他局等からの転入者の負担は大きく、体調を崩してしまう人も少なくない。

さらに都立学校では今年度から「東京都立高等学校等給付金奨学金制度」が始まった。対象世帯の認定事務や支給事務で事務職員の負担が大幅に増大することは必至だ。にもかかわらず都教委は事務職員・副校長対象の説明会の場で「時間外手当の措置は行わない」と躊躇なく明言している。要請の席上、東学は「都立学校事務職員は現状でも定数削減のなかで長時間労働、サービス残業が常態化している。この上、新たな業務を始めるのに人員も増えない、時間外措置すらしないというのでは『さらにサービス残業をしろ』と言っているのと同じだ。例えば夜7時頃にでも現場の実態を見に来てくれればわかる」と怒りを込めて訴えた。

「ライフ・ワーク・バランス」には当局による定数改善・業務の精選などが不可欠であり、それを職員の「努力」に解消するのでは使用者としての責任転嫁だ。

(加入のお申し込み・ご相談先)

世田谷区立三宿小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3411-9740

【Colum】

近頃、とっさに「気色悪い！」と感じることが多い。どうもその原因は最近、行動と内面が混同されて語られることが多いからのように思われる。

例えば、今あちこちで言われるようになった「チーム学校」。耳障りのよさそうな言葉だがこれも気持ち悪い。(副校長や教員の多忙化のみが取り上げられていることや、教員の職務を授業等に純化させるために非正規職員が増える懸念、共同実施の問題などについてはここでは脇に置いておく。)職員同士が協働し合っ

て職務を遂行するのは、給料をもらっている以上、行動としては当然の義務だ。しかし「チーム学校」と言う場合の気持ち悪さはそこで暗に決意を求められることだ。内面から決意を持つかどうかはあくまで個人が決

めることであって、国など上からのスローガンとして求められることではない。

また「教育勅語」で列挙されている「徳目」。「親孝行だとか友達を大切にするとか、そういう核の部分は今も大切なもの」と言う閣僚もいるようだが、これもずれて

いる。例えば親の扶養義務はあくまで行動上の義務であり、それを「孝心」を持って行えるかどうかは個人の事情や心の問題だ。それを混同して「父母ニ孝」を国が押し付けるから話が混乱する。

思想を統制する共謀罪や、子どもの心に点数をつける「道徳の教科化」も同様に気持ち悪く、それ以上に危険なことだ。